

# 増加する駐在費用

岡山県上海事務所 池田 稔

(日中経済貿易センター上海事務所 所長)

今年、現地法人や駐在事務所など中国で働く日本人(外国人)の税金や社会保険の取扱いに関して大きな変更があり、企業又は個人の負担が増えることになりました。

## 新たな個人所得税と社会保険の取扱いの概要

先ず、7月29日に「改正後の個人所得税法を徹底して執行する関連問題に関する公告」が出され、9月1日から個人所得税の税率の調整が行われることとなりました。この税率調整により、低所得者が免税や減税となる一方、一定以上の所得を有する者は増税されることとなりました。一般的な日本人は、一定以上の所得を有する者に該当しますので、増税されることとなります。

次に、これ以上に企業や駐在員の注目を集めたのが、外国人の社会保険加入の義務化です。9月6日に、『中国国内に就業している外国人社会保険に加入する暫定方法』が公布され、2011年10月15日から外国人の社会保険加入が義務付けられることとなりました。

これまで外国人は社会保険に加入していませんでしたので、企業や個人にとって大きな負担が新たに課されることとなります。

なお、北京、大連などの都市ではすでに加入手続きが進められていますが、2011年11月末現在、上海市では加入手続きは進められていません。

## 負担増の試算

### 1 個人所得税

個人所得税の税率の調整は、次の表に基づいて行われます。

等級	全月の課税所得額		税率 (%)	速算控除額
	税込所得額	税抜所得額		
1	1,500 元を超えない部分	1,455 元を超えない部分	3	0
2	1,500 元超 4,500 元までの部分	1,455 元超 4,155 元までの部分	10	105
3	4,500 元超 9,000 元までの部分	4,155 元超 7,755 元までの部分	20	555
4	9,000 元超 35,000 元までの部分	7,755 元超 27,255 元までの部分	25	1,005
5	35,000 元超 55,000 元までの部分	27,255 元超 41,255 元までの部分	30	2,755
6	55,000 元超 80,000 元までの部分	41,255 元超 57,505 元までの部分	35	5,505
7	80,000 元超の部分	57,505 元超の部分	45	13,505

税込み給与 30,000 元/月の外国人の場合税、負担は以下の通りです。

- ・全月の課税所得額は、税込み給与から費用控除 4,800 元(基礎費用控除 2,000 元、外国籍個人控除 2,800 元)を控除して算出。

$$30,000 \text{ 元} - 4,800 \text{ 元} = 25,200 \text{ 元}$$

- ・4 等級に該当し 25%の税率が適用され、更に速算控除額を控除する。

$$25,200 \text{ 元} \times 25\% - 1,005 \text{ (速算控除額)} = 5,295 \text{ 元}$$

納税額 5,295 元は以前と比べ、370 元の増税となります。

## 2 社会保険料

これまでは外国人は社会保険に加入していませんでしたので、全てが支出の増加となります。

詳細な実施細則の発表が待たれますが、現状で考えられる上海市における駐在員の 2011 年社会保険料負担を試算します。

<前提条件>

- ①社会保険料基数掛け率は、前年の平均賃金の 60%から 300%の範囲である。
- ②所得は、2010 年上海市の平均賃金（月額 3,896 元）を用いる。
- ③一般的に外国人駐在員の給与水準からして基数の最高掛け率(=300%)と仮定する  
 $3,896 \text{ 元} \times 300\% = 11,688 \text{ 元}$ を基数とすると、負担額は次のとおりとなります。

社会保険の種類	会社負担		個人負担	
	比率	金額 (元)	比率	金額 (元)
養老保険	22.0%	2,571	8.0%	935
医療保険	12.0%	1,403	2.0%	234
失業保険	2.0%	234	1.0%	117
労災保険	0.5%	58	-	0
生育保険	0.5%	58	-	0
合計	37.0%	<b>4,324</b>	11.0%	<b>1,286</b>

会社負担、個人負担を合わせると  $4,324 \text{ 元} + 1,286 \text{ 元} = 5,610 \text{ 元/月}$ 、1 年間で  $5,610 \text{ 元} \times 12 \text{ 月} = 67,320 \text{ 元} \approx \text{年 80 万 7,840 円}$ （1 元 = 12 円で換算）と非常に大きな負担となります。一般的に企業の駐在員の場合は個人負担部分も会社が負担することが多いので、企業負担はより大きなものとなります。

上記の税、社会保険の他にも物価高、家賃の高騰など各方面でのコストが上昇しています。職員を派遣する企業にとっては職員の派遣方法、派遣人数を再検討しなければならない状況です。

(2011 年 12 月)